

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	大和村 障害者福祉関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大和村は、障害者福祉関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

大和村長

## 公表日

平成27年8月12日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉関係事務
②事務の概要	<p>児童福祉法及び身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律などの関連法の規定に基づき、総合的な障害福祉サービスの提供を行っている。</p> <p>障害者福祉関係事務において、特定個人情報を以下のとおり取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①所得、課税及び扶養情報等の税情報、生活保護情報、住基情報の照会</li><li>②転出及び転入世帯の番号取得及び住基照会</li><li>③転入世帯の所得、扶養及び課税情報照会</li><li>④医療保険情報の照会</li><li>⑤年金情報の照会</li></ul> <p>特定個人ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①障害手帳交付に関する事務</li><li>②療育手帳交付に関する事務</li><li>③精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務</li><li>④自立支援給付関係事務</li><li>⑤障害者福祉サービス関係事務</li><li>⑥障害児童通所関係事務</li><li>⑦地域生活支援事業関係事務</li><li>⑧特別障害者等手当関係事務</li></ul>
③システムの名称	障害者福祉システム(身障手帳、療育手帳、精神手帳、補装具費、更正医療、精神通院、育成医療、障害者福祉サービス、児童通所サービス、日常生活用具、地域生活支援、特別障害者等手当)、総合福祉共通システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
手帳情報ファイル、受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 8項、11項、12項、14項、34項、47項、84項 条例制定(番号法第9条第2項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第7項 別表第二 16,56の2,57,87,116の項 (情報照会事務) 番号法第19条第7項 別表第二 10,11,12,16,20,53,108,109,110の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長	保健福祉課長 神田 雄一
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大和村 情報公開・個人情報保護担当 894-3192 鹿児島県大島郡大和村大和浜100 問合せ先電話番号 0997-57-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大和村 情報公開・個人情報保護担当 894-3192 鹿児島県大島郡大和村大和浜100 問合せ先電話番号 0997-57-2111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

